

<資料2>

旧福祉相談センター等利活用事業者公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、「旧福祉相談センター等の利活用に係る公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、旧福祉相談センター等の利活用事業者を選定するため、企画提案協議の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査会の設置

秋田県健康福祉部福祉政策課内に審査会を設置する。事務局は、同企画チームに置く。

3 審査員

（1）審査会の審査員は、次の者をもって構成する。

ア 健康福祉部次長

イ 健康福祉部次長が指名する者4名程度

（2）審査委員長は健康福祉部次長とする。なお、審査委員長に事故がある場合は、審査委員長が指名する職員がその職務を代行する。

（3）審査員は、やむを得ない理由により審査会を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。この場合において、審査員は、予め審査委員長に代理人を報告することとする。

4 プレゼンテーション

（1）実施日 令和8年1月下旬（各提案者に個別連絡）

（2）実施場所 秋田県庁内（各提案者に個別連絡）

（3）出席者 1者3名以内

（4）持ち時間 1者当たり説明20分、ヒアリング10分以内とする。

（5）説明資料 提案内容の説明は、提出済みの企画提案書等に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の資料提出は認めない。ただし、ヒアリングにおいて質問に回答するために、詳細あるいは補足的に説明することは妨げない。

（6）貸出物品 机、椅子、電源、モニター、HDMIケーブルは県で用意する。それ以外のプレゼンテーションに必要な物品は、参加者において用意する。

（7）その他 参加者が通知された時間までに参集しなかった場合には、審査に参加する意思がないものとみなし、評価の対象から除外する。

5 審査方法

（1）審査は、企画提案競技参加事業者（以下「参加者」という。）から提案された企画提案書等、参加者によるプレゼンテーション及び参加者へのヒアリングにより行う。

（2）審査は「審査項目、審査の視点及び配点」に示す審査事項毎の加点比率の基準に応じて得点（加点）を付与するものとし、合計100点とする。

審査項目、審査の視点及び配点

評価項目及び評価基準	評価点 ①	乗じる 係数②	計算点 ①×②
施設コンセプトの理解度（20 点）			
・施設コンセプト「多様な主体が交わり秋田の新たな価値を創出する地域共創型拠点」を十分に理解し、具体的に反映した提案となっているか。	5	2	10
・地域課題の解決に資する公共性の高い内容となっているか。	5	2	10
事業計画の実現性・具体性（15 点）			
・事業スケジュールは具体的かつ実現可能なものか。	5	1	5
・資金計画、収支計画は具体的で、事業の継続性が見込めるか。	5	1	5
・施設全体の有効活用が図られる計画となっているか。	5	1	5
事業遂行能力（15 点）			
・事業を確実に遂行できる組織体制、人員配置計画となっているか。	5	1	5
・類似事業の実績など、事業実施に必要なノウハウや能力を有しているか。	5	1	5
・想定されるリスクとその対応策は適切か。	5	1	5
地域への貢献度（25 点）			
・地域の活性化やにぎわいの創出に寄与する提案となっているか。	5	2	10
・地域住民の活動に配慮し、地域との連携や協調が図られる計画となっているか。	5	2	10
・明徳館ビル利用者への配慮がなされているか。	5	1	5
維持管理計画（10 点）			
・日常的な修繕や清掃等、施設を効率的かつ効果的に維持管理する提案となっているか。	5	2	10
価格提案（5 点）			
・経費の積算が全ての業務について過不足なく項目出しと数量計上を行っており、適正な見積の下に算定されているか。	5	1	5
「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組（10 点）			
・賃金水準の向上（評価基準は別紙のとおり。5 点満点）	5	1	5
・女性の活躍推進（評価基準は別紙のとおり。5 点満点）	5	1	5
評価点数（計算点の合計）			100

6 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

- 審査の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を 1 者ずつ決定する。
- 各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とし、審査会で優先交渉権者として決定する。なお、合計点数を比較した結果、同点となった場合は、審査員の合議により優先交渉権者を決定する。
- 最優秀提案者の合計点数が得点率 6 割に達しない場合、または賃貸借料の提案金額に疑義がある場合は、審査員の合議により契約に当たっての条件等を付与する場合がある。
- 最優秀提案者の合計点数が得点率 5 割に達しない場合、または提案事業の公共性が低いと判断される場合は、優先交渉権者として選定しないことがある。
- 県が優先交渉権者と期限までに契約を締結できない場合、県は優先交渉権者に代わって次点者と協議及び合意のうえ、契約を締結できるものとする。ただし、この場合であっても同時に 2 者以上と交渉することはないこととする。

附則

この要領は、公募開始の日から施行する。

企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分例			配点例	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール		0.5	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
		子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
		男女共同参画社会づくり表彰 ※3			

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。